

陸 産 第 264 号  
令 和 7 年 3 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

睦沢町長

|                   |                                 |
|-------------------|---------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 睦沢町<br>(124222)                 |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 大谷木・北山田・寺崎地区<br>(大谷木区・北山田区・寺崎区) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年3月12日<br>(第1回)              |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による農作物被害が深刻化している。
- ・耕作放棄地は増加傾向にあるため、農地の貸し手・借り手のマッチングが必要不可欠である。
- ・土地改良施設の老朽化が著しい。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、地域の担い手に農地の集積・集約化を進め、担い手の後継者を育成する。
- ・町外からの新規就農者も受け入れ、担い手不足、後継者不足を解消していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 190 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 104 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|             |
|-------------|
| 農振農用地区域内の農地 |
|-------------|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

今後、必要に応じて話し合いを行い、取組について検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を確保・育成していくため、県やJA等の関係団体と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現時点では取組予定はないが、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                     |           |                                     |             |                          |         |                          |          |                          |      |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/>            | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/>            | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置とともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②かずさ有機センターの堆肥の活用やちばエコ農業の推進により、減農薬、減肥料を進める。